

目次

1 補助の要件等について

Q1.補助金の対象者について教えてください。
Q2.補助金の対象となる空き家について教えてください。
Q3.店舗兼住宅の場合も対象となりますか？
Q4.法人所有の建物は対象となりますか？
Q5.所有者以外も申請可能ですか？
Q6.共有名義の建物は申請可能ですか？
Q7.抵当権が設定された建物は申請可能ですか？
Q8.現在市外に居住している場合でも申請可能ですか？
Q9.過去に工事を行ったものは補助金の対象となりますか？

2 必要書類について

Q10.申請に必要な書類を教えてください。
Q11.申請時に同意書の提出が必要な場合とはどのような場合ですか？
Q12.解体撤去を行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写しとは具体的にどのような書類ですか？

3 補助金額と対象工事の内容について

Q13.補助金額を教えてください。
Q14.解体撤去費用については、どのような工事が補助金の対象となりますか？
Q15.併用住宅であった建物を解体撤去する場合の補助金の取扱いはどうなりますか？
Q16.工事の施工業者の制限はありますか？

4 その他

Q17.補助金申請から交付までの流れを教えてください。

1 補助の要件等について

Q1.補助金の対象者について教えてください。

A1.補助金の交付が受けられる方は、以下のいずれにも該当する方です。

- ① 市内に空き家を所有している方又はその相続人の方(個人の所有に限られます。)
- ② 納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない方

Q2.補助金の対象となる空き家について教えてください。

A2.補助金の交付が受けられる空き家は、個人が所有する一戸建ての住宅であり、法定耐用年数を経過した建築物となります。法定耐用年数とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数のことを指します。具体例は以下のとおりです。

- ◆木造住宅の場合:22年
- ◆鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造住宅の場合:47年
- ◆れんが造・石造・ブロック造住宅の場合:38年

Q3.店舗兼住宅の場合も対象となりますか？

A3.併用住宅も対象となります。ただし、建物の延床面積の1/2以上が居住用であり、建物全体が空き家の状態である場合に限りします。

Q4.法人所有の建物は対象となりますか？

A4.個人所有のものに限ります。

Q5.所有者以外も申請可能ですか？

A5.相続人の場合は申請可能です。なお、他の相続人がいる場合、他の相続人全員から事業実施の同意が必要となります。

Q6.共有名義の建物は申請可能ですか？

A6.共有名義の建物の場合、共有者全員から事業実施の同意があれば申請が可能です。

～宮古市空き家等利活用補助金(解体撤去)に関する Q&A～

Q7. 抵当権が設定された建物は申請可能ですか？

A7. 抵当権等の権利設定がなされている建物については、権利者全員から事業実施の同意があれば申請が可能です。

Q8. 現在市外に居住している場合でも申請可能ですか？

A8. 以下の要件をいずれも満たす場合は、現在市外に居住している方でも申請可能です。

- ① 市内に空き家を所有している方又はその相続人の方(個人の所有に限られます。)
- ② 納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない方

Q9. 過去に工事を行ったものは補助金の対象となりますか？

A9. 本補助金は交付決定後に工事を実施するものに限り補助金が交付されるものです。

2 必要書類について

Q10. 申請に必要な書類を教えてください。

A10. 申請に必要な書類は以下のとおりです。

No.	内容
1	補助金交付申請書
2	本人確認書類の写し(免許証やマイナンバーカードなど)
3	工事見積書の写し(工事内訳明細が分かるもの)
4	解体撤去を行う空き家の位置図
5	解体撤去を行う空き家の平面図
6	解体撤去を行う空き家の外観写真
7	他の相続人、共有者等の同意書(該当する場合のみ※)
8	解体撤去を行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写し

～宮古市空き家等利活用補助金(解体撤去)に関する Q&A～

Q11.申請時に同意書の提出が必要な場合とはどのような場合ですか？

A11.申請時に同意書の提出が必要な場合は、以下の通りです。

① 申請者が空き家の相続人であり、他に相続人がいる場合

→他の相続人の全員から事業実施に関する同意書の提出が必要です。なお、相続放棄している相続人の場合は同意書に代えて「相続放棄受理証明書」の写しを提出してください。相続放棄受理証明書の交付については家庭裁判所へお問い合わせください。

② 空き家に抵当権を設定している場合

→抵当権設定者及び全ての権利者から事業実施に関する同意書の提出が必要です。

③ 空き家が共有である場合

→他の共有者の全員から事業実施に関する同意書の提出が必要です。

Q12.解体撤去を行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写しとは具体的にどのような書類ですか？

A12.解体撤去を行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写しは、以下の通りです。

① 登記された建物の場合

・・・対象となる空き家の「登記事項証明書」の写し

② 未登記の建物の場合

・・・対象となる空き家の「固定資産評価証明書」又は「固定資産税課税明細書」の写し

なお、上記書類の所有者と申請者が異なる場合、上記書類の他に、以下の書類の写しを併せて提出していただく必要があります。

① 遺産分割協議済みの場合(所有権移転しているが、公的証明書類で証明できない場合)

・・・「遺産分割協議書」の写し

② 上記以外の場合(所有権移転されていない空き家を相続人が申請する場合)

・・・被相続人(所有者)の出生から死亡までの戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本と相続人全員の戸籍謄(抄)本

※相続人の転籍等戸籍の経歴等によってはさらに証明書類が必要となる場合もあります。

ご不明な点があれば、相続関係が確認できる相続関係説明函などを簡易的に作成するなど整理したうえで担当までご相談ください。

※相続人が複数いる場合は、相続関係を証明できる書類に加えて、相続人全員分の同意書が必要となります。

3 補助金額と対象工事の内容について

Q13.補助金額を教えてください。

A13.補助金の額は、補助対象工事の 1/3(千円未満の端数切捨て)が対象となります。なお、上限は 50 万円となります。

Q14.解体撤去費用については、どのような工事が補助金の対象となりますか？

A14.補助の対象となる工事は以下の通りです。

工事種別	対象となる工事の具体例
解体撤去工事	解体及び撤去、解体に係る仮設工事等
収集運搬費及び処分費	解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬及び処分
その他付随する経費	周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等

なお、以下の(1)～(4)の工事については補助対象外となります。

- (1)空き家の一部を解体する工事(基礎やその他の地上構造物以外のものを残置する場合は除く)
- (2)舗装工事(解体及び撤去後の整地は除く。)
- (3)動産の撤去、収集運搬及び処分に係る経費(取り外しが困難な大型機材、電気配線等の撤去、収集運搬及び処分に係る経費は除く。)
- (4)住宅又は併用住宅に附属する工作物の解体撤去に係る経費が、住宅又は併用住宅の解体撤去に係る経費を上回る工事

Q15.併用住宅であった建物を解体撤去する場合の補助金の取扱いはどうなりますか？

A15.空き家が併用住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る経費が補助の対象となります。

Q16.工事の施工業者の制限はありますか？

A16.原則、宮古市内に本店もしくは主たる事務所がある法人又は個人が工事施工業者の対象となります。ただし、工事内容等の都合によりこれによりがたい場合は担当までご相談ください。

4 その他

Q17.補助金申請から交付までの流れを教えてください。

A17.補助金の申請から交付までの流れは、以下のとおりです。

- ① 解体撤去工事の見積、工事内容の決定
- ② 市への補助金交付申請
- ③ 市による交付決定後、解体撤去工事の契約締結
- ④ 解体撤去工事施工
- ⑤ 工事完了後、市への実績報告
- ⑥ 市の検査・補助金額の確定後、補助金請求
- ⑦ 補助金の受領